

3 保育施設事故見舞金制度

(学校契約団体傷害保険(学校の管理下のみ補償)(フランチャイズなし)特約、保険料確定特約付普通傷害保険)

加入対象

保育所(園)、認定こども園、企業主導型保育所(園)

※子育てサロン、託児所(デパート、ベビーホテル等の一時預かりの施設をいいます。)は「対象施設」となりません。また、保育所(園)であっても一時預かりの施設利用者は被保険者(補償の対象者)となりませんので、ご注意ください。



◆この制度の特長

保育園児が施設利用のため自宅を出発し、施設を利用して自宅へ帰るまでの間に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合を補償する制度です。

◆被保険者(補償の対象者)

施設に所属する保育園児全員
 なお、民間保育園の子育て支援事業の参加者は、制度④『民間保育園の子育て支援事業』参加者傷害補償制度にご加入ください。

- 契約方式は記名式でない方式(被保険者名を記名しない方式)です。
 在籍者名簿を備え付けることが条件となります。

◆お支払いの対象となる主な事故例

- 園庭で行われたレクリエーション中、園児が転倒して腕を骨折した。
- 園児がバス通学中、バスから降りたところをバイクにはねられ重傷を負った。

等

◆保険金額と保険料

加入限度口数は5口です。

保険金の種類	保険金額			
	I 型		II 型	
	天災危険補償※1	○	天災危険補償※1	×
	細菌性・ウイルス性食中毒補償※2		細菌性・ウイルス性食中毒補償※2	
熱中症補償※3	熱中症補償※3			
死亡・後遺障害保険金額	129.3万円		86.2万円	
入院保険金日額	800円		800円	
手術保険金	入院中の手術 : 入院保険金日額×10 入院中以外の手術 : 入院保険金日額×5			
通院保険金日額	500円		500円	
保険料(在籍人数1名 1口あたり)	1,000円		500円	
一時払保険料	1,000円×口数×平均在籍人数※4		500円×口数×平均在籍人数※4	

※1「I型」は天災危険補償特約がセットされておりますので、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガの場合も保険金をお支払いします。

※2「I型」は食中毒補償特約(学校契約団体傷害保険特約用)がセットされておりますので、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒をケガに含め、保険金をお支払いいたします。ただし、学校の管理下外(この特約においては通学中を含みます。)に吸入・吸収または摂取した場合に発生する細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は対象になりません。

※3「I型」は熱中症危険補償特約がセットされておりますので、日射または熱射による身体の障害の場合も保険金をお支払いいたします。

※4 平均在籍人数とは、直近会計年度の平均在籍人数をいいます。毎月1日時点における在籍人数の平均数(小数点第一位四捨五入)を加入申込票の『<申告内容>欄』にご記入ください。『保険料確定方式』のため、ご加入後の在籍人数が変更しても報告は不要です。